

# 原子力研究所法案要綱(案)

31. 2. 2 原子力委員会

## 第一 総則

### 1. 目的及び法人格

原子力研究所(以下「研究所」という。)は、原子力基本法に基づきわが国における原子力の研究及び開発を総合的かつ集中的に推進することを目的とし、この法律に基づく法人として設立されるものとする。

### 2. 資本金

1) 研究所の資本金は、その設立に際し、政府の本資する——億円(と政府以外の者の出資する額の合計額)とし、必要がある

ときは、主務大臣の認可を受けて資本金を増加することのできるものとする。(この場合には、政府以外の者の出資を認めることとする)

(政府の必要額は、<sup>出資</sup>常時資本金の $\frac{2}{3}$ を下ってはならないものとする。))

2) 出資に対しては、出資証券を発行するものとし、その細目は政令で定める。

### 3 定款

研究所は、定款をもって所定の事項を定め、その変更は、主務大臣の認可を要するものとする。

### 4 事務所、登記、解散等

(5 名称の使用制限)

## 中ニ 役員及び職員

### 1. 役員

研究所に、役員として理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

### 2. 任命

理事長及び副理事長は、原子力委員会の推せんに基づき、理事は理事長の推せんに基づき、監事は、原子力委員会の意見を聞いて、それぞれ

内閣が任命する。

3. 職務権限、任期、欠格条項、解任、兼職禁止等、

4. 代表権の制限、代理人の選任等、

### 5. 参与

研究所に、参与一人を置き、その業務に参与させる。

### 6. 職員の任命

### 7. 公務員たる性質

## 中ニ 業務

### 1. 業務の範囲

研究所の業務は、次の通りとする。

- 1) 原子力開発の基本的研究
- 2) 原子炉の設計、建設及び操作
- 3) 前2号の業務に係る成果の普及
- 4) 放射性同位元素の生産及び配布

- 5) 原子力に関する研究者及び技術者の養成及び訓練
- 6) その他 目的達成に必要な業務。

## 2 研究の協力

研究所は、委託を受けて研究を行い、又は国若しくは国以外の者の研究機関に対し研究を委託することができる。この場合には、主務大臣の許可を要する。

## 3 研究基本計画

研究所は、設立後すみやかに研究基本計画を定め、主務大臣に提出するものとする。これを変更したときも同様とする。

## 第四 財務及び会計

### 1 事業年度

### 2. 予算等の認可

研究所は、毎事業年度、予算、業務計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更する

ときも同様とする。

### 3 決算及び財務諸表の承認

研究所は、毎事業年度の決算を4月31日までに完結し、その後2月以内に財務諸表と決算報告書を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

### 4 出資者への通知

研究所は、前2号により認可及び承認を受けたときは、その書類を添えて政府以外の出資者にその旨を通知しなければならない。

## 5. 剰余金及び損失金の処理

研究所は、(設立後7年を経過するまでは、) <sup>毎</sup>事業年度、剰余金を生じたときは、繰越損失をうめ、剰余金は積立するものとし、損失を生じた

ときは、積立金を減額して整理し、不足額は繰越欠損金として整理するものとする。(設立後7年を経過した後は、毎事業年度剰余

金を生じたときは、その $\frac{1}{2}$ を積立<sup>余</sup>て、剰余金は、次の各号に従って分配するものとする。ただし、主務大臣の認可を受けて、 $\frac{1}{2}$ 以上を積立<sup>余</sup>ることを妨げない。

1) 分配すべき額が政府以外の出資者の出資額に対し $\frac{1}{3}$ の割合に達するまでは、政府出資に対しては分配しない。

2)  $\frac{1}{3}$ の割合を超えるときは、超過金額を政府以外の出資に対して

1. 政府出資に対して $\frac{1}{4}$ の割合で分配する。

政府のRISJ  
技術に固有な  
性格に付する  
特例。

## 6. 借入金

研究所は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をする事ができる。

## 7. 債務保証

政府は、国会の議決を得た金額の範囲内において研究所の債務について保証契約をすることができる。

## 8. 償還計画

研究所は、毎事業年度長期借入金の償還計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならない。



公務員となったときは、その者に給すべき普通恩給については、当該  
研究所の役員又は職員としての在職年月数を公務員としての在職年月数に  
通算するものとする。

3. 前2号の規定は、研究所の役員又は職員となるまでの公務員としての  
在職年が普通恩給年限に達するものについては通用しないものとする。

4. 研究所は、<sup>用</sup>オ1号及びオ2号の規定の通算を受ける研究所の役員  
若しくは職員であつたもの又はその遺族の恩給の支払にあてる金額を  
政令で定めるに<sup>ら</sup>により国庫に納付するものとする。

## オ七 罰則

## オ八 附則

### 1 施行期日

昭和31年 月 日から施行する。

### 2 教五の手続

② 財団法人原子力研究所の承継  
(4 名称についての経過規定)

5 予算等に関する読替規定

6 関係法律の改正

1) 土地收用法

2) 登録税法

3) 印紙税法

4) 所得税法

5) 法人税法

6) 地方税法

( 7) 科学技術庁設置法  
原子研究所監理官の設置 )